○財務省告示第二百六十三号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十六年七月十日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十六年八月二十二日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	十億円	百円五十五銭
〃	〃	十億円	百円六十銭
〃	〃	三十億円	百円六十五銭
〃	〃	五億円	百円六十九銭
〃	第九回	六十億円	百円七十銭
〃	第十一回	十億円	百円三十八銭
〃	第十二回	七億円	百円四十銭
〃	〃	四億円	百円四十五銭
〃	第十三回	十二億円	百円十八銭
〃	〃	二十八億円	百円十九銭
〃	〃	七億円	百円二十銭
〃	第十四回	四百億円	九十九円九十八銭
〃	〃	十億円	百円二十七銭
〃	第十五回	十億円	百円二十六銭
〃	〃	七億円	百円三十五銭
〃	第十六回	五億円	百円二十七銭
〃	〃	二十一億円	百円二十八銭
〃	第十七回	十億円	九十九円九十五銭
〃	第十八回	五十億円	百円十五銭
〃	第十九回	二十五億円	百円六十銭
〃	〃	二億円	百円六十五銭
〃	第二十回	五億円	百一円十銭
〃	〃	一億円	百一円十二銭
〃	〃	一億円	百一円十五銭
〃	第二十二回	三億円	百二円三十銭
〃	第二十三回	一億円	百二円三十五銭
〃	〃	二十八億円	百一円九十九銭
〃	〃	一億円	百二円
〃	第二十四回	一億円	百二円三十五銭
〃	第二十六回	百億円	百円九十四銭
〃	第二十七回	十億円	百円六十五銭
〃	〃	十億円	百円七十銭
〃	第二十九回	二十五億円	九十九円七十銭
〃	〃	十七億円	九十九円七十四銭
〃	〃	一億円	百円七十銭
〃	第三十七回	五億円	百円六十九銭
〃	〃	三十二億円	百円七十銭
〃	〃	三十億円	百円七十二銭
〃	〃	三十億円	百円七十四銭
〃	第三十八回	二十億円	百二円十四銭
〃	〃	三億円	百二円二十銭
〃	第三十九回	五億円	百三円九十六銭
〃	〃	五億円	百三円九十九銭
〃	第四十一回	十四億円	百四円五銭
〃	〃	十六億円	百四円
〃	〃	二億円	百四円九銭
〃	〃	二億円	百四円十銭
〃	第四十二回	一億円	百三円五十九銭
〃	〃	七億円	百三円六十銭
〃	第四十三回	百億円	百三円四十銭
〃	〃	二億円	百三円四十五銭
合計	第四十七回	五億円	百三円八十三銭
千二百六億円			